

委託研究契約FAQ(2021年4月1日改訂版) 主な改定事項リスト

連番	区分	質問番号、分類		改定概要
1	共通	2003	②旅費	<p>回答を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 直接経費で旅費を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究開発実施計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な参加者に対して旅費を支払う場合については、研究開発実施計画書への登録を省略することができます。ただし、本研究の研究成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても研究開発実施計画書への登録が必要となります。</p> <p>【変更後】 直接経費で旅費を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究開発実施計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要があります。</p>
2	共通	3006	③人件費・謝金	<p>回答を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究開発実施計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、研究開発実施計画書への登録を省略することができます。また、会議等に招へいする外部講師も上記に準じ、一時的な参加であれば登録を省略することができます。ただし、本研究の研究成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても研究開発実施計画書への登録が必要となります。</p> <p>【変更後】 直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究開発実施計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要があります。</p>
3	共通	4003	④その他	<p>回答を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外(間接経費など)での計上が原則となります。</p> <p>【変更後】 手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外(間接経費など)での計上が原則となりますが、当該委託研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能と考えられますので、研究機関で適切に判断を行ってください。</p>
4	企業	8010	⑧その他	<p>回答①を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 ①研究終了後、取得物品および提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として、一定の貸借期間(有償)を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。</p> <p>【変更後】 ①研究終了後、取得物品および提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として、一定の貸借期間(有償)を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。なお、無形固定資産についても同様の取り扱いとなります。</p>